調達方針の比較表（26年度方針は平成26年3月31日制定）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 26年度方針 | 25年度方針 | 備考 |
| １　目的  　(1)　（略）  　(2)　法施行に伴う札幌市の責務  昨年４月から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「優先調達推進法」という。）」が施行され、国、独立行政法人及び地方公共団体等は、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を策定するなど、法に基づく取組が進められることになったところである。  　札幌市においても、優先調達推進法に基づく平成26年度における調達方針を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進をより一層図ることとする。 | １　目的  　(1)　（略）  　(2)　法施行に伴う札幌市の責務  本年４月から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「優先調達推進法」という。）」が施行され、国、独立行政法人及び地方公共団体等は、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を策定するなど、法に基づく取組が進められることになったところである。  　札幌市においても、優先調達推進法に基づく平成25年度における調達方針を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進をより一層図ることとする。 | 時点修正。  時点修正。 |
| ３　調達にあたっての基本的な考え方  (1)　（略）  (2)　障害者就労施設等からの物品等の調達の推進は、国や北海道における障害者就労施設等からの調達に関する指針、札幌市における各種施策（ひとり親家庭等の自立促進、高年齢者等の雇用の安定、中小企業の振興、ワーク・ライフ・バランス取組企業の認証、グリーン製品の購入促進等）との調和を図るものとする。  (3)～(5)　（略） | ３　調達にあたっての基本的な考え方  (1)　（略）  (2)　障害者就労施設等からの物品等の調達の推進は、国や北海道における障害者就労施設等からの調達に関する指針、札幌市における各種施策（ひとり親家庭等の自立促進、高年齢者等の雇用の安定、中小企業の振興、グリーン製品の購入促進等）との調和を図るものとする。  (3)～(5)　（略） | 「ワーク・ライフ・バランス取組企業の認証」についても、施策の調和を図る必要があることから、調和を図るべき施策に追加。 |
| ４　調達の対象とする障害者就労施設等  (1)　優先調達推進法第2条第２項第1号に規定する札幌市内等に所在する施設  ア　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設  　イ　障害者総合支援法第5条第25項に規定する地域活動支援センター  　ウ　障害者総合支援法第5条第１項に規定する障害福祉サービス事業のうち次の事業に限る  　(ｱ)　（略）  　(ｲ)　第５条第13項に規定する就労移行支援  　(ｳ)　第５条第14項に規定する就労継続支援（基準第203条に規定する基準該当就労継続支援B型事業所を含む。）  (2)～(4)　（略）  (5)　共同受注窓口機能を有する事業を行う者として、札幌市長が位置付けるもの  ア　札幌市障がい者施設等常設販売所運営費補助要綱（平成19年1月15日保健福祉局理事決裁）の補助を受ける者（元気ショップ、元気ショップいこ～る）  イ　元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業を受託する者  　※　（削除） | ４　調達の対象とする障害者就労施設等  (1)　優先調達推進法第2条第２項第1号に規定する札幌市内等に所在する施設  ア　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第12項に規定する障害者支援施設  　イ　障害者総合支援法第5条第26項に規定する地域活動支援センター  　ウ　障害者総合支援法第5条第１項に規定する障害福祉サービス事業のうち次の事業に限る  　(ｱ)　（略）  　(ｲ)　第５条第14項に規定する就労移行支援  　(ｳ)　第５条第15項に規定する就労継続支援（基準第203条に規定する基準該当就労継続支援B型事業所を含む。）  (2)～(4)　（略）  (5)　共同受注窓口機能を有する事業を行う者として、札幌市長が位置付けるもの  元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業を受託する者  ※　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第3号に規定する「これらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者」の認定基準等については、今後検討を行うこととする。  ※　物品における共同受注窓口機能については、今後さらなる検討を行うこととする。 | 26年4月1日施行の条文に修正  26年4月1日施行の条文に修正  26年4月1日施行の条文に修正  26年4月1日施行の条文に修正  常設の販売所を共同受注窓口として位置づけ。  ３号随契の認定基準の制定による削除。  常設の販売所を共同受注窓口として位置づけることによる削除。 |
| ５　平成26年度の調達目標  平成25年度の調達目標（1億5,000万円）を踏まえ、前年度を1,000万円（約6.6％）上回る1億6,000万円とする。 | ５　平成25年度の調達目標  平成24年度の調達実績（約1億4,700万円）を踏まえ、前年度を約280万円（約2％）上回る1億5,000万円とする。  ※　雑がみ手選別業務や庁舎清掃等の役務契約を除くと、約10％増に相当 | 25年度の実績見込み等を踏まえて設定 |
| ６　調達の推進における具体的な取組  (1)　各局区等における取組  　　４の障害者就労施設等が提供可能な物品や役務について、各局区が現行制度において可能な契約方法を踏まえて調達することを積極的に検討する。このうち、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）が適用となる局区については、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成20年３月28日、財政局理事決裁。）第48条（小額又は特定販売品）、第91条ア又はエ、施行令第167条の２第１項第３号に規定する随意契約による調達を検討すること。  (2)　保健福祉局障がい保健福祉部（障がい福祉課）における取組  ア　庁内の連絡調整に関すること  庁内の関係部局を構成員とする札幌市障害者就労施設等からの優先調達推進会議（平成26年1月15日、障がい保健福祉担当局長決裁）を設置し、障害者就労施設等からの調達を推進するための連絡調整を行う。  　イ　情報提供に関すること  優先調達の対象となる４の障害者就労施設等が提供可能な物品や役務について、４(5)等と連携の上、札幌市障害者就労施設等からの優先調達に関する要綱（平成26年1月15日、障がい保健福祉担当局長決裁）に基づき、積極的に情報を収集更新し、各局区等に対して情報提供を行う。  　ウ　（略） | ６　調達の推進における具体的な取組  (1)　各局区等における取組  　　４の障害者就労施設等が提供可能な物品や役務について、各局区が現行制度において可能な契約方法を踏まえて調達することを積極的に検討する。このうち、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）が適用となる局区については、以下のような手法が考えられる。  　ア　札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成20年３月28日、財政局理事決裁。以下「事務取扱要領」という。）第48条（小額）又は第91条ア（予定価格が10万円未満の場合）に規定する随意契約による調達を検討すること。  イ　特に、４(1)及び(2)が提供可能な物品や役務については、施行令第167条の２第１項第３号（物品の購入については、いずれも４(1)及び(2)において製作された物品に限る。）、あるいは事務取扱要領第48条エ及び第91条エに規定する随意契約による調達についても検討すること。  (2)　保健福祉局障がい保健福祉部（障がい福祉課）における取組  ア　庁内の連絡調整に関すること  庁内の関係部局を構成員とする連絡会議を設置し、障害者就労施設等からの調達を推進するための連絡調整を行う。  イ　情報提供に関すること  優先調達の対象となる４の障害者就労施設等が提供可能な物品や役務について、４(5)等と連携の上、積極的に情報を収集・更新し、各局区等に対して情報提供を行う。  ウ　（略） | ３号随契等について、適用可能な障害者就労施設等と適用できない障害者就労施設等で取扱を分けていたが、認定基準の制定による統合。  「連絡会議」に相当する推進会議を設置したことによる明示。  障害者就労施設等からの情報収集に係る登録要綱の制定による明示。 |
| ７　調達方針及び調達実績の公表  (1)　(略)  (2)　平成26年度の調達実績については、翌年度のできるだけ早い時期に概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。 | ７　調達方針及び調達実績の公表  (1)　（略）  (2)　平成25年度の調達実績については、翌年度のできるだけ早い時期に概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。 | 時点修正。 |